

令和4年度第7回印西市学校適正配置審議会 会議録

- 1 開催日時 令和5年1月26日(木) 午前9時30分～午後12時2分
- 2 開催場所 印西市役所4階 41会議室
- 3 出席者 桜井 繁光 委員、内田 圭子 委員、押田 香代子 委員、  
井上 愛一郎 委員、坂木 武伸 委員、渡邊 義規 委員
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 大木教育長、土屋教育部長、伊藤教育総務課長、秋本教育総務課長補佐、  
佐久間学務課長、大知副参事、小名木係長、小森谷主査
- 6 傍聴者 2名
- 7 議事 (1) 学校適正配置のあり方について  
(2) 「第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針について 答申  
(素案)」について  
(3) その他
- 8 議事録 (要点筆記)

事務局 本日はご多用のところ、当審議会の会議にお集まりをいただき、誠にありがとうございます。  
ございます。

会議に先立ちまして、何点かご説明とご報告をさせていただきます。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

会議次第、資料1、資料2となっておりますが、不足はございませんでしょうか。

<不足なし>

事務局 次に、会議の公開と傍聴についてでございますが、当審議会につきましては、  
印西市市民参加条例第11条第4項の規定により、原則公開とさせていただきます。

また、傍聴につきましては、同条例施行規則第12条第3項の規定に基づき、  
事務局が作成した傍聴要領に沿って受付しておりますことをご報告いたします。

なお、現時点での傍聴者は2名でございますが、会議途中で傍聴の希望があった  
場合には、随時、入室を許可したいと考えておりますので、よろしく願いいた  
します。

次に、会議の録音及び会議録の署名についてでございます。

当審議会の会議につきましては、会議録を作成する都合上、録音させていただきます。

また、会議録の署名につきましては、毎回2名の委員の方をお願いしており、  
本日は、内田委員と坂木委員をお願いいたします。

なお、会議録につきましては、ご署名いただいた後、市役所の行政資料室への設置やホームページへの掲載により公表いたします。

会議録の公表にあたりましては、発言者の氏名を伏せて行いますことを申し添えます。

それでは只今より、令和4年度第7回印西市学校適正配置審議会を開催いたします。

はじめに、会議の開催について、ご説明とご報告をさせていただきます。

印西市学校適正配置審議会設置条例第7条第2項において、審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないと規定されております。

本日の出席委員は、6名中6名でございますので、同条例の規定に基づく定足数に達しておりますことから、ここに会議が成立いたしますことをご報告させていただきます。

それでは、会議次第に従い、会議を進めてまいります。

はじめに、次第の2、会長あいさつ、井上会長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

会長 前回の審議会では、中学校区を超えた学校適正配置のシミュレーションについて、審議をさせていただいて、将来の印西市の学校像について、理想的な姿を描くことができたと思っております。

本日の議題は2つございまして、いよいよ最終段階というような感じがしておりますが、委員の皆様からご意見を頂戴して、進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。  
それでは早速、議事に入りたいと思います。  
ここから先の進行は、井上議長にお願いいたします。

議長 それでは、次第の3、議事に入ります。  
本日は、2つの議題がございますが、前回と同様に、会議の時間は2時間を目安とし、全ての議題について、審議が終わらなかった場合には、次回の継続審議とさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

議長 それでは、早速ではございますが、(1) 学校適正配置のあり方についてを議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

事務局 【資料に基づき説明】

議長 それでは、資料の分量が多いため、いくつかの部分に分けて、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。

まず、1の学校適正配置の基本的な考え方から3の学校適正配置の視点までで、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

委員 1点目として、資料の1ページについて、これまでの基本方針では、学校適正配置のあり方として、最初に学校適正配置の必要性がきていますので、学校適正配置の基本的な考え方と学校適正配置の必要性の順番は逆でも良いと思います。

2点目として、1の学校適正配置の基本的な考え方については、内容はこれで良いと思いますが、文章を少し整理すると、より分かりやすくなると思います。

具体的には、まず、1段落目については、学校規模の適正化を図ることは極めて重要なことであるという一文が大事な部分であるため、ここで文章を終わりにして、その次に、その際と続けていくと良いと思います。

次に、2段落目については、学校の適正配置についてはという部分を削除し、具体的にはと続けていくと良いと思います。

次に、3段落目については、またをさらにとして、学校を取り巻く様々な状況や課題の把握という部分については、2段落目と同じ内容のため削除し、安定的に確保できるようにすることを安定的に確保することにしても良いと思います。

次に、4段落目については、さらにをつまみとし、検討を行いを削除し、重要でありという部分が結論であるため、ここで文章を終わらせ、重要とします。

全体的にまたが多いため、その次のまたを計画の推進にあたってはとし、なども視野に入れとすると他にもあるように見えるため、などによりとします。

最後に、5段落目については、4段落目と同じ内容であるため、4段落目と5段落目については、一つにまとめて、4段落目の学校教育に以降の部分について、学校教育に関する様々な課題について、あわせて総合的な検討を行っていく必要があると考えますにするとすっきりすると思います。

議長 今ご指摘のありました点について、事務局で文章の表記を精査していただきたいと思います。

事務局 わかりました。

議長 その他ございますか。

委員 確認ですが、資料1の内容については、次の議題の資料2の素案の中で、同じ

項目の空欄になっている場所に記載されるということで良いですか。

事務局 その通りです。

委員 素案の中には、学校適正配置の必要性という項目がありませんが、学校適正配置の必要性は第二次基本方針には記載しないのですか。

事務局 資料の構成を工夫して、学校適正配置の必要性についても、記載したいと考えております。

議長 他にいかがでしょうか。

委員 2の学校適正配置の必要性の中で、当時の基本方針策定時と現在で大きく違う点は、学校の小規模化、大規模化は収束しているわけではなく、以前より拡大している状況であり、学校規模の格差は非常に大きくなっていることから、急いで、適正配置に取り組みなくてはならない状況になっているため、大規模化と小規模化がより顕著になってきて、緊迫していることについて、少し記載があると良いと思いました。

次に、3の学校適正配置の視点について、視点3に国の基準が記載されておりますので、視点2の学校規模の適正化の内容についても、例えば、学校の小規模化・大規模化によって生じる課題を解消するため、小中学校共に12から24学級（義務教育学校においては、18から36学級）を基準として記載するなど、適正規模の基準についても、明記した方が分かりやすくなると思います。

事務局 今のご意見を踏まえて、素案に反映させていただきたいと思います。

議長 他にございますか。

<意見等なし>

議長 続きまして、4の学校適正配置の優先度について、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

委員 すべての学校の統合について、遅くとも10年後には保護者・地域の合意形成に着手していきたいと書いてありますが、学校の統合までは5年位かかるとの説明がありましたので、合計で15年かかることになり、時間がかかりすぎではないかと思いますが、3ページの学校適正配置の優先度の目安の中で、優先度が低い

木下小と大森小の統合については、15年先になるということもあるということですか。

事務局 事務局としては、今回は、学校の統合とするシミュレーションの学校数が多いため、すべての学校の統合について、遅くとも10年後には、保護者・地域の合意形成に着手していきたいと考えておりますので、10年後に保護者・地域の合意形成に着手する学校があれば、学校を統合するまでの期間としては、15年かかることもあると考えております。

こちらに記載している優先度については、現時点における令和10年度の児童生徒数の少ない順に記載した目安であり、具体的な時期については、今後の児童生徒数の推移等を総合的に判断した上で、調整することになると考えております。

議長 その他ございますか。

委員 優先度の高い六合小学校、平賀小学校、いには野小学校、印旛中学校を統合して、義務教育学校にすることについては、既に六合小学校や平賀小学校の児童数が少ないため、子供達のためにも、来年度からすぐに着手した方が良いと思います。

議長 その他いかがですか。

委員 遅くとも10年後には保護者・地域の合意形成に着手していきたいと書いてあると、すべての学校について、10年後からスタートするよう見えるので、着手という言葉を少し変えて、市全体の合意形成はすぐにでも進めていき、10年後にはすべての学校の統合を目指していくというような記載にした方が良いと思います。

事務局 今回、事務局の案を提案させていただきましたが、審議会として、事務局が提案したすべての学校の統合について、遅くとも10年後には保護者・地域の合意形成に着手していくとするのか、今委員からご意見のあったすべての学校についての合意形成については、すぐにでも進めていき、10年後にはすべての学校について、統合することを目指していくこととするのか、どちらの方向性にするのか、決定していただきたいと思います。

議長 確認ですが、すべての学校の統合について、遅くとも10年後には、保護者・地域の合意形成に着手していきたいという意味をもう少し詳しく教えてください。

事務局 すべての学校について、10年後に保護者・地域の合意形成に着手するという

ことではなく、第二次基本方針策定後、優先度が高い学校については、速やかに保護者・地域の合意形成に着手していく必要があると考えており、段階的に学校の統合を進めていき、すべての学校について、遅くとも10年後には、保護者・地域の合意形成に着手するというところでございます。

議長 優先度の高い学校から、10年を待たずして、話し合いを進めていき、すべての学校の話し合いについて、10年後にはスタートしているという意味合いでよろしいですか。

事務局 はい。

議長 委員の皆様はいかがでしょう。

委員 一番遅い学校でも、10年後にはスタートして、早い学校はすぐにでもスタートするということだと思いますが、文章を見ると、すべての学校について、10年後にスタートするように見えるので、表現を工夫した方が良いと思います。

議長 その他ございますか。

委員 ここには、学校を16校にすることが望ましいと書かれており、これが目標になると思いますが、16校にした方が良い時期については、印西市学校施設長寿命化計画を見れば、何年までに学校数を減らさないと財政的に厳しくなるのかわかると思います。

それまでに統合する必要があると思いますし、子供達のことを考えると、少しでも早く適正規模校にした方が良いと思いますので、10年後には、必ず、このシミュレーション通りの形にしますというふうにした方が良いと思います。

議長 今のご意見は、10年後に完成した方が良いというご意見だと思いますが、事務局の提案は、10年後に完成ではなくて、遅くとも10年後にはすべての学校で話し合いをスタートすることなので、その辺について、他の委員の皆様はいかがでしょう。

委員 今の委員のご意見は良く分かりますが、他市で統合を進めている市町村で、うまくいっていると感じるのは、あらかじめ、学校を統合するということを示した上で、ある程度の期間を設けて、検討を行っているところだと感じております。

印西市の現状を考えますと、六合小、平賀小、いには野小と木下小、大森小の状況はかなり違うため、それぞれ統合が必要な時期は違ってくると思いますので、

統合の時期を方針に入れるのは難しいと思います。

現実的には、方針の中では、事務局が提案していただいた目安を示すことしかできないと思います。

議長        その他ございますか。

委員        今の意見に賛成です。

子供達に早く知らせて、期待を持たせることも大事であるとは思いますが、そこに行くまでの気持ちの動きを考えると、ゴールは示しておいて、それまでに何をしていくか、何が出来るか、保護者や地域と話し合っ、一番良いスタート地点に立てるような方策を考えていくには多少の時間は必要だと思いますので、事務局からの提案の形で、誤解の生じないような表現にしていくのが良いと思います。

議長        他にございますか。

委員        10年後という数字を入れたことについて、大変評価をしたいと思います。

これまでの基本方針については、こういう記載がなかったため、いつどうなってしまうか分かりませんでした。おおよその目安が入っている方が良いと思います。

今回は、印西市全域の大きな改革のため、そう簡単には進まないという感じもしますが、この数字が入っていることに価値があると思いますので、私も事務局からの提案の形で、誤解の生じないような表現にするのが良いと思います。

議長        その他いかがですか。

委員        今回は、全市的に最終的に16校にしていくという地図が出来上がっていて、そこに向かって、一つ一つ進めていき、遅くとも10年後にはすべての学校について、話し合いをスタートすることが市民の皆様に分かってもらえれば良いと思いますので、そういうことが伝わるように表現を工夫していただき、事務局の案で進めていくのが良いと思います。

議長        統合の期限を決めて進めていくという貴重なご意見をいただきましたが、印西市の状況を考えると、難しい部分がありますので、審議会の結論としては、事務局の案の方向性とし、文章の表現については、誤解の生じないような形にさせていただくということよろしいでしょうか。

<異議なし>

議長 その他、4の学校適正配置の優先度について、ご意見等はございますか。

<意見等なし>

議長 続きまして、5の学校の統合までの流れについて、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

委員 第二次基本方針の素案の中で、学校適正配置シミュレーションの特記事項に、どちらの学校施設を利用するか検討が必要であるという学校があるため、統合の流れの保護者・地域の合意形成の中に、存続校の決定という項目を入れた方が良いと思います。

議長 今のご意見はとても大事な部分ですので、存続校の決定について、入れていただきたいと思いますが、保護者・地域の合意形成の中に入れるのか、統合準備会の中に入れるのか、その辺について、事務局の考えはございますか。

事務局 事務局としては、存続校については、統合準備会を設置する前に決定する必要があると考えますので、保護者・地域の合意形成の中に入れていたいと考えております。

議長 わかりました。  
その他ございますか。

委員 注意事項として、例えば、船穂小学校の児童数が減ってしまって、第二次基本方針が市民に周知される前に、第二次基本方針とは異なる形で、高花小学校との統合をすることになってしまった場合には、第二次基本方針通りの学校の統合を進めるときに、一度高花小学校と統合したのに、その後、また原山小学校と統合をする形になってしまい、納得していただくのが難しくなると思いますので、なるべく早く第二次基本方針を周知していただいて、第二次基本方針に従って、全体が動いていくように統合までの流れを持っていくのが良いと思います。

それから、今回は、自分の学校だけではなく、市全体として、同じような学校については、どこの学校でも同じ方針であることを分かっていたくために、説明会などを開催していただき、例えば、校長会や市のPTA連絡協議会や市役所内部や議会の中などで、市全体としての構想を発信し続けていく必要があると思います。

各学校ごとに説明会をやるのではなく、学校適正配置シミュレーションの最終的な6つの中学校区ごとに、令和5年度から説明会を始めていくのが良いと思います。

学校の統合をスムーズに進めるためには、市全体の構想が市民の皆様にご理解いただけるかどうかが一番重要だと思いますので、学校の統合までの流れの説明を



丁寧に幅広くやっていただきたいと思います。

議長 その他ございますか。

委員 今の意見に賛成です。

この方針を市民の皆様には知らせるためには、広報等の手段があるとは思いますが、関心を持っていない方は、見てもらえないことも考えられるため、第二次基本方針が策定されたら、すぐに中学校区ごとに説明会を開催するなど、この方針を進めていくことを市民の皆様に分かってもらうことが必要だと思しますので、周知方法について、第二次基本方針の中に示すことができると良いと思います。

議長 今のご意見を踏まえて、基本方針の中にどう盛り込んでいくかは難しい部分があると思いますが、事務局で検討していただきたいと思います。

事務局 わかりました。

議長 その他ございますか。

<意見等なし>

議長 最後に、6の学校適正配置を進めるにあたっての留意事項について、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

<意見等なし>

議長 それでは、議題の（1）学校適正配置のあり方については、ご意見のあった点を踏まえて、変更等をしていただくということによろしいでしょうか。

<異議なし>

議長 ここで、休憩をしたいと思います。

<休憩>

議長 それでは、再開いたします。

続いて、（2）第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針について答申（素案）についてを議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 【資料に基づき説明】

議長 それでは、答申素案について、審議を進めていきたいと思いますが、その前に2点確認をさせていただきたいと思います。

1点目として、この内容については、審議会で審議した内容をまとめたものになりますので、その点を踏まえて、方向性や考え方について、ご意見をいただきたいと思います。

2点目として、文章表現や字句の訂正については、訂正箇所について、指摘をしていただき、具体的な内容については、審議会終了後、個別に事務局へ伝えていただきたいと思いますが、そのような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

<異議なし>

議長 それでは、資料のページ数が多いため、大項目に分けて、審議を進めていきたいと思います。

まず、第二次基本方針の策定にあたってについて、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

委員 字句の訂正で、1の2行目、迎えておりを迎えましたにして、8行目の制度化されを制度化されましたにすると良いと思います。

また、下から4行目のこのようからはまとめになるため、改行した方が良くと思います。

議長 その他ございますか。

<意見等なし>

議長 続きまして、市の概要について、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

<意見等なし>

議長 事務局に1点お願いをしたいのですが、4のデータについて、平成30年という古いデータになっているため、最新のデータに変えた方が良くと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

事務局 わかりました。

議長 続きまして、学校の概要について、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

委員 6ページの小・中学校の児童生徒数及び学級数の現状の表の学校の並び順について、今回は、各中学校区ごとに検討を行っているため、各中学校区ごとに並び替えると見やすくなると思います。

事務局 5ページに記載している通学区域の学校順に修正したいと思います。

議長 その他ございますか。

委員 これまでの基本方針では、6ページの小・中学校の児童生徒数及び学級数の現状の前に、児童生徒数の推移として、グラフが記載されていたと思います。

児童生徒数の推移の記載があれば、児童生徒数の分析をするのに、分かりやすくなると思いますので、3ページの人口・世帯数の推移の中に、児童生徒数の推移についても記載してもらおうか、これまでの基本方針と同じように、項目を作って、記載してもらった方が良いと思います。

事務局 わかりました。

議長 その他ございますか。

委員 9ページの部活動の状況について、最後の行に、学校規模による部活動の影響はなくなることが予測されますと記載されていますが、部活動の地域移行について、具体的なことが決まっていない中で、明記して良いものかと思います。

具体的なことが決まるまでに時間がかかると思いますし、遠い将来は、そうなると思いますが、今後という言葉は、人によって感じ方が違うと思いますので、なお書きについて、違う文章に変えるか、削除した方が安全だと思います。

議長 今のご意見について、他の委員の皆様はいかがでしょう。

委員 部活動のことについては、前回の基本方針に記載がなかった新しい項目になると思います。

部活動の地域移行については、民間に委託をしたりすることになると思いますので、費用がかかるとは思います。費用については、市が負担するのか、保護者が負担するのか、運動部だけでなく、文化部も実施するのか、土日だけなのか、

全ての日なのかなど、具体的な方向性は出ているのですか。

議長 部活動の地域移行については、文部科学省から方針が示されましたが、具体的なことについては、これから検討をしていくことになると思いますので、市として、ここに記載のある内容以上のことは言えないと思います。

その辺を踏まえて、他の委員の皆様はいかがですか。

委員 時期尚早ということで削除するか、すごく先の話になるような表現で記載するかのどちらかが良いと思います。

議長 その他いかがですか。

委員 部活動の地域移行について、文部科学省の方針通りになるのですか。

議長 方針の方向で進めていくことになると思います。

委員 文部科学省の方針通り進めていくことになると思いますが、本当に実施できるかどうかは現時点では分からないと思います。

議長 それでは、部活動の地域移行については、今のご意見を踏まえ、一度、事務局で検討していただきたいと思います。

事務局 わかりました。

議長 その他、学校の概要について、ご意見等はございますか。

<意見等なし>

議長 続きまして、学校適正規模の考え方について、ご意見等があれば、お願いします。

委員 14ページに学校適正規模の区分があると思いますが、区分の見直しが必要ではないかと考えています。

審議会では、学校適正規模の区分については、現行の基本方針と同じにすることを決定していたと思いますが、各中学校区のシミュレーション案の検討をしていく中で、今回の基本方針では、小規模校と準適正規模校の区分はあまり意味がないと感じました。

13ページに中学校におけるモデル的な教員配置の記載がありますが、適正規模

の12学級でも全教科の教員を配置することができない状況となっています。

実際に印西中学校は、準適正規模校となりますが、配置される教員だけでは、全教科をカバーすることができない状況であり、学校運営は非常に厳しい状況であるため、準適正規模校の区分をなくして、準適正規模校は小規模校にした方がよいと思います。

議長 今のご意見について、事務局の考えはいかがですか。

事務局 事務局としては、今回の基本方針については、準適正規模校の区分がなくなっても、全体的に方向性は変わらないと考えておりますので、学校適正規模の区分について、現行の基本方針と同じにするのか、準適正規模校をなくして、小規模校にするのか、審議会として決定していただきたいと思います。

議長 確認ですが、今まで審議会において、準適正規模校と小規模校を区分して、検討してきており、準適正規模校をなくして、小規模校としたときに、全体を通して、修正が必要となるとと思いますが、矛盾が生じることはありませんか。

事務局 全体を通して、矛盾が生じることはないと考えております。

議長 他の委員の皆様はいかがでしょう。

委員 準適正規模をなくすという意見に賛成です。  
準適正規模という言葉を知ると、まあまあ適正な規模と感じる人もいます。

これから統合の話を進めていくときに、準適正規模なのに、何で統合するのかという雰囲気になる可能性がありますし、準適正規模は適正規模ではないということを知りやすくするためには、準適正規模という区分をなくした方が今回の方針を推進しやすくなると思います。

議長 これまでの議論を踏まえると、学校の適正規模化を図るために、準適正規模をなくしていくという方向で議論をしておりますので、準適正規模という区分がない方がこれまでの議論に矛盾はしないと思いますが、いかがでしょうか。

委員 準適正規模をなくす方向でよいと思います。  
現行の基本方針を策定する際には、準適正規模校は学校を存続するという考え方があったと思います。  
今回は、準適正規模校についても、検討を行ったということが、前回と大きく

違うところであると思いますので、準適正規模をなくしても問題ないと思います。

議長        その他いかがでしょうか。

委員        準適正規模の区分を残した場合には、過小と小規模と準適正規模があるので、優先度は、過小、小規模、準適正規模になるということが、分かりやすいと思います。

準適正規模をなくして、小規模校にした場合には、優先度の説明がしづらくなってしまわないかという心配があります。

事務局     準適正規模をなくした場合でも、14ページ、15ページに記載している学校規模の状況はそのままにしたいと考えておりますので、その状況を示すことにより、今までと同じように小規模校の中での優先度について、説明はできると考えております。

議長        その他ございますか。

<意見等なし>

議長        それでは、準適正規模という区分をなくして、小規模に含めるということよろしいでしょうか。

<異議なし>

議長        それでは、決定させていただきたいと思います。

事務局     1点確認したいのですが、今回、準適正規模校をなくして、小規模校にするということですが、小規模校の過小について、このまま残すのか、過小もなくして、全て小規模校という区分にするのかについても、審議会としての意見をまとめていただきたいと思います。

議長        過小の区分について、ご意見、ご質問はございますか。

委員        過小がある方が複式学級の場合には緊急度が高いことが分かりやすいため、これまで通り過小を残す方向が良いと思います。

議長        他にいかがですか。

<意見等なし>

議長 それでは、過小の区分は残すということによろしいでしょうか。

<異議なし>

議長 それでは、決定させていただきたいと思います。  
その他に、学校適正規模の考え方について、ご意見等はございますか。

<意見等なし>

議長 続きまして、学校適正配置のあり方について、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

委員 38ページの学校適正配置シミュレーションについて、令和10年度の学校規模、施設受入面が表に記載されていますが、令和10年度に統合をするのであれば、このままで良いと思いますが、先程、遅くとも10年後には合意形成に着手していくということが決まり、令和10年度に統合することが決まっているわけではないため、ここに令和10年度の学校規模という記載があると、令和10年度に統合すると思ってしまう人がいると思いますので、令和10年度と記載するのではなく、統合後の学校規模、施設受入面にする方が良いと思います。

議長 今のご意見について、他の委員の皆様はいかがでしょう。

委員 統合後の学校規模という記載にすると、実際に統合する時期に学校規模が変わっている可能性があり、記載している学校規模にならないことも考えられるため、どの時点での児童生徒数による学校規模なのかは記載しておく必要があると思いますので、現在で見通せる範囲は令和10年度のため、それについて記載してあるということをごどこかに書いておけば良いと思います。

議長 今のご意見を踏まえ、事務局で検討させていただきたいと思います。  
その他、学校適正配置のあり方について、ご意見等はございますか。

委員 17ページの学校選択制について、本市では、ブロック選択制、特認校制、特定地域選択制の導入が考えられるとのことですが、西の原小学校や原小学校における高花小学校への通学区域制度の弾力的な運用というのは、隣接区域選択制になるのではないのでしょうか。

事務局 隣接区域選択制とは、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるものであり、西の原小学校や原小学校で導入する高花小学校への通学区域制度の弾力的な運用については、隣接区域選択制ではなく、特定地域選択制に該当すると考えております。

議長 その他ございますか。

委員 18ページの大規模校の対応ですが、原則として、学校施設の増改築で対応することになっていますが、国では、31学級以上の過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促してきているとしており、大規模校の解消という視点で考えれば、学校施設の増改築は大規模校の対応になっていないと思います。

学校施設の増改築をしても、児童生徒数は減らすことができず、学校規模は大規模校のままなので、当面、応急措置として、学校施設の増改築により対応することになると思いますが、これを1番目の対応として、原則にするのはどうかと思います。

大規模校の対応として、通学区域の見直しをすれば、図面上は、簡単に適正規模化できると思いますが、現実的には、なかなか難しい対応であるため、実際には、1番目の対応としては、学校選択制の導入を実施するということが良いと思います。

2番目として、それで立ち行かなくなった場合には、通学区域の見直しに手を付けざるを得ないと思います。

それでも対応ができなくなった場合には、学校施設の分離・新設は困難であると書いてありますが、困難であるからといって、やらないということが本当にできるのかと思うので、3番目として、学校の分離・新設について、可能な範囲で検討を進めるとするのが良いと思います。

それまでの応急的な対応として、学校施設の増改築で対応していくということになると思います。

事務局 今のご意見を踏まえて、検討をさせていただきたいと思います。

議長 その他ございますか。

委員 全体的に小規模校についての記載はありますが、大規模校についての記載が少ないと思います。

結論としては、学校施設の増改築や通学区域の見直しで対応をしていくことになると思いますが、大規模校に通わせている保護者を見ると、具体的に大規模校



ではどんな対応をしてくれるのか分からないと思うので、通学区域の見直しを検討するとしているのであれば、どの通学区域を見直すのか、地図を示したりするなど、何か記載することはできないのですか。

議長 通学区域の見直しについての各中学校区における考察については、19ページ以降に記載があると思いますので、ここで記載は必要ないと思いますが、大規模校の対応については、学校施設の増改築や通学区域の見直しだけではなく、人的な配置などの対応もあると思いますので、その辺を記載していただければ良いと思いますが、いかがでしょうか。

委員 良いと思います。

議長 それでは、事務局で検討をしていただきたいと思います。  
その他、学校適正配置のあり方について、ご意見等はございますか。

委員 39ページと41ページで、例えば、原山中学校区を見ると、内野小学校区から原山小学校区への通学区域制度の弾力的な運用については、令和5年度から実施と書いてありますが、木刈中学校区を見ると、小倉台小学校区から木刈中学校区への通学区域制度の弾力的な運用については、時期の記載がないため、時期の記載がない学校については、予定でも良いので、時期が記載できるのであれば、それを見て検討する保護者もいると思うため、時期を記載した方が良いと思います。

学校選択制の導入の時期については、早めにお知らせをして、早めに導入できると良いと思います。

事務局 事務局としては、大規模校の対応については、必要な対応を速やかに実施したいと考えておりますので、通学区域制度の弾力的な運用について、導入時期が決まっていない学校についても、速やかに導入ができるように進めていきたいと考えております。

周知期間を考慮すると、令和5年度からの導入は難しいと思いますが、審議会としては、全ての学校について、導入できるのであれば、できるだけ早く導入してほしいということによろしいでしょうか。

議長 できるだけ早くという方向性で良いと思います。

事務局 わかりました。

議長 他にございますか。

<意見等なし>

議長 それでは、答申素案については、色々ご意見いただきました点を踏まえて、次回、事務局から改めて案を提案していただきたいと思いますので、お願いいたします。続きまして、議題の（３）その他について、何かございますか。

事務局 原小学校区における施設教室数不足の対応に係る説明会について、ご報告いたします。

説明会につきましては、令和５年１月２０日の金曜日、午後７時から、及び１月２１日の土曜日、午前９時からの２回、原小学校体育館で開催いたしました。

参加人数につきましては、２０日が１５２名、２１日が１５７名、計３０９名の出席がございました。

当日の質疑の他に、事前に質問を受け付けておりましたので、いただいたご意見につきまして、主なものをご説明いたします。

施設教室数不足の対応案について、教育委員会から６つの案を説明し、原小学校敷地内への増築を第一案として説明させていただきました。

それに対するご意見として、原小学校は過去２回の増築をしているが、増築時には人口増加も予想できたと思うが、なぜ、対策が後手後手に回ってしまっているのか、これ以上グラウンドを狭くすることについて、子供達が非常にかわいそうでならない、子供達最優先の考えで進めていっていただきたい、閉校となった本埜小学校、宗像小学校、永治小学校を活用できないか、西の原小学校、牧の原小学校、滝野小学校への学区変更の検討はされたか、草深小学校を復活してほしい、原小学校敷地内への増築について、短期的な対応としては認めるが、同時進行で、長期的な対応を検討してほしい、といった意見がございました。

また、原小学校敷地内への増築をする際の具体的対応案につきましては、第２運動場や民間プールの活用を考えているが、授業時間や休み時間に影響が出るのではないか、学校敷地外で活動する際には、安全対策をしっかりしてほしい、高花小学校と連携した通学区域制度の弾力的な運用を導入するということだが、いには野小学校も検討してほしい、といった意見がございました。

また、その他の意見といたしまして、学童クラブについて、今でも不足しているが、児童が多くなることにより、さらに不足するため、対応を検討してほしい、増築に係る健康面の問題、安全面の問題、子供達の生活環境が脅かされるという問題は変わらない、今回の増築は仕方ないと思うが、分離新設に向けて検討してほしい、といった意見もございました。

いただいた貴重なご意見につきましては、教育委員会で精査し、今後につきまし

ては、原小学校敷地内への増築に向け、事務を進めながら、引き続き、大規模校対策について、検討をしたいと考えております。

議長 何かご質問等はございますか。

<意見等なし>

議長 その他について、他に何かございますか。

事務局 特にございません。

議長 本日の議題につきましては、全て終了しました。  
進行を事務局にお返しします。

事務局 ありがとうございました。  
続きまして、次第の4、その他に入らせていただきます。  
事務局から、連絡事項がございますので、担当からご説明いたします。

<次回以降の会議日程及び委員報酬について説明>

事務局 事務局からの連絡事項は以上でございます。  
その他ということで、委員の皆様からは何かございますか。

<なし>

事務局 それでは、以上をもちまして、令和4年度第7回印西市学校適正配置審議会を終了させていただきます。

長時間にわたり、ご審議をいただきまして、ありがとうございました。

会議資料

- ・会議次第
- ・資料1 学校適正配置のあり方について
- ・資料2 第二次印西市学校適正規模・適正配置基本方針について 答申（素案）

令和4年度第7回印西市学校適正配置審議会の会議録は、事実と相違ないことを承認する。

令和5年2月21日

委 員 内田 圭子

委 員 坂木 武伸